第十四号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙第十四の七　挿入］

第14号様式記載要領

1　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑴の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び⑵の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第５項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（法人税法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該取消しの処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑵　法人税法第75条の２第７項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の２第７項の届出書を提出した場合（同条第11項第４号の規定により同条第７項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）　当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

⑶　法人税法第75条の２第11項第５号又は第６号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があった場合　当該失効があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

［2　略］

3　連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。）及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

4　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中「その延長の処分が取り消された／その適用を受けることをやめた／その延長の処分が失効した」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、１⑴の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、１⑵の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項若しくは第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。）の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

［6　略］

7　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

⑴　１⑴の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑵　１⑵の場合　当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人又は当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑶　１⑶の場合　当該失効があった通算子法人又は通算子法人であった法人

⑷　５の場合　法第72条の25第５項又は令和２年旧法第72条の25第５項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）